

# 納税者番号制度について

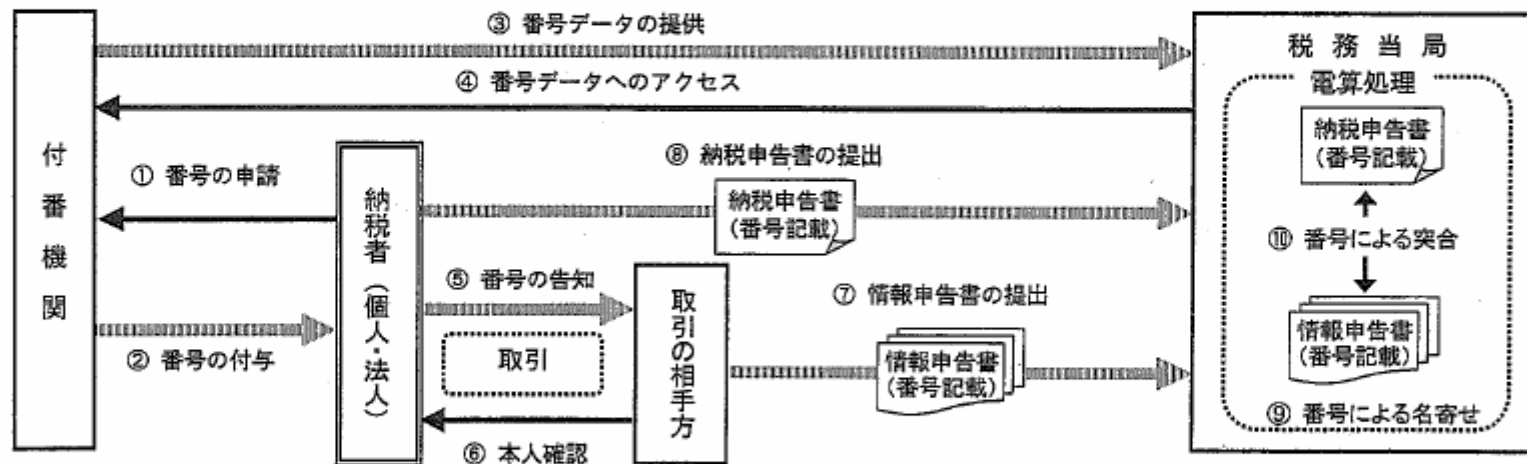
東京財団上席研究員  
中央大学法科大学院教授  
森信茂樹

# 納税者番号制度とは

- 納税者の識別や本人確認を、番号を使って効率的に行う仕組み。税務当局は、納税者の様々な取引について、その相手方から支払調書や給与の源泉徴収票等を提出してもらい、納税者からの申告とマッチングさせることにより、適正な課税を執行している(情報申告制度・法定資料制度)。このためには、情報に記された納税者の名義が真正で、本人確認されたものであることと、コンピューターを使って、大量の情報を効率的に名寄せし、本人の申告とマッチングさせることが必要。
- 社会保障番号として発達してきたカナダ・米国型と、個人登録番号として発達してきた北欧諸国、税務番号として導入したオーストラリアの3つの類型がある。ドイツ、フランス、英国等には納税者番号制度はない。
- 最も最近導入されたのは、1989年のオーストラリアの納税者番号制度(Tax File Number = TFN)で、納税者の番号取得は義務ではなくて任意、番号を利用しない納税者には、最高税率による源泉徴収。

## 納税者番号制度のしくみ

納税者番号制度とは、  
 納税者に広く番号を付与し、  
 (イ) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を告知すること  
 (ロ) 納税申告書及び取引の相手方が税務当局に提出すべき情報申告書に番号を記載すること  
 を義務づけることにより、納税者から提出される申告書と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に整理(名寄せ)及びマッチング(突合)する方式である。



### 主要論点

- 付番制度 (付番方式、民間利用等)
- 番号記載の対象となる取引の範囲
- セキュリティ確保、プライバシー保護
- 番号利用に係るコスト、経済取引への影響等

# 納税者番号制度の意義

- 1、適正・公平な課税の実現。税務行政の高度化、効率化。  
適正な申告へのプレッシャー、間接効果はあるが、クロヨンがなくなるわけではない
- 2、金融税制の簡素化・効率化。利子・配当・株式譲渡益等の金融所得を一元化し、簡素な税制にするためには、金融所得に限っての番号が必要。  
スウェーデンでは、税務署から送付される申告書に、雇用者と金融機関から提出された給与所得と資産所得が記載しており、納税者はチェックしサインして送り返すという簡素な制度。ただし譲渡益の補足には、取得価格・売却価格双方の情報が必要で、取得価格は本人の申告を待たなければわからない。
- 3、消費税の逆進性対策として、低所得者の必要消費にかかる消費税相当額の税額控除(GST控除制度)や、米国等で導入されている税と社会保障の一体化を図る勤労税額控除制度(Earned Income Tax Credit EITC)を可能にする。

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

		番号の種類	適用業務	付番者(数)	人口 (2001年現在)	付番維持 管理機関	付番の 根拠法	実施年
社会保障番号を活用	アメリカ	社会保障番号 (9桁)	税務、社会保険、年金、兵役等	約4億200万人(累積数) (2000年末現在)	2億8,480万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
	カナダ	社会保険番号 (9桁)	税務、失業保険、年金等	約3,153万人 (累積数) (1997年現在)	3,111万人	人的資源開発省	失業保険法	1967年
住民登録番号を活用	デンマーク	統一コード (10桁)	税務、年金、住民管理、諸統計、教育等	全住民	533万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する法律	1968年
	スウェーデン	統一コード (10桁)	税務、社会保険、住民管理、諸統計、教育等	全住民	883万人	国税庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1967年
	ノルウェー	統一コード (11桁)	税務、社会保険、諸統計、教育、選挙等	全住民	451万人	登録庁	人口登録制度に関する法律	1970年
	韓国	住民登録番号 (13桁)	税務、社会保障、旅券の発給等	全住民	4,734万人	内務部	住民登録法	1993年
	シンガポール	統一コード (1文字8数字)	税務、年金、車両登録等	全住民	413万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995年
税務番号	イタリア	統一コード (文字及び数字の組合せ)	税務、諸許認可等	約5,000万人 (1997年現在)	5,795万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令	1977年
	オーストラリア	統一コード (9桁)	税務、所得保障等	約1,250万人 (1996年現在)	1,949万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年

(注) イギリス、フランス及びドイツには納税者番号制度はない。

個人付番方式の比較(未定稿)

	「基礎年金番号」	「住民票コード」
根 拠 規 定	・ 国民年金法施行規則(厚生省令) (注)参照	・ 住民基本台帳法
付 番 機 関	・ 社会保険庁 (注)参照	・ 市区町村 (都道府県又は全国センターにおいても管理)
付 番 対 象 者	・ 公的年金加入者等(外国人も含む)	・ 居住者(外国人を除く)
保 有 情 報	・ 番号 + 氏名、生年月日、性別、住所、公的年金加入情報 (注)住所の変更は、原則として本人の届出による。(注)参照	・ コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日、理由等)
他の行政機関に提供される情報	・ なし	・ コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日・理由等) (法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定)
カ ー ド	・ なし	・ 本人の申請により発行(平成 15 年 8 月より) (注)住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は総務省令において規定。番号はカードの IC チップ内に電磁的に記録される。
目 的	・ 公的年金の制度運営の一層の適正化 未加入者問題への対応 併給調整の適正化 行政サービスの向上(年金相談・年金裁定)	・ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化 (転入・転出事務等) ・ 国の行政機関等への情報提供 (法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定) ・ 住民に対する様々なサービス提供 (条例による市町村独自の利用等)
プライバシー保護規定	・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (注)参照	・ 住民基本台帳法による厳格な保護措置
民間での利用	・ 加入者本人に他に利用されないよう注意喚起 (注)参照	・ 住民基本台帳法で民間による利用を禁止
検 討 ・ 実 施 状 況	8 年 4 月 システム・テスト ↓ 住所情報等収集 ↓ 広報 10 月 付番対象者確認 12 月 番号通知 9 年 1 月 実施	11 年 8 月 参議院において可決・成立 → 公布 14 年 8 月 住民基本台帳ネットワーク 1 次稼働 12 月 住民票コードの利用提供可能事務の拡大 15 年 8 月 住民基本台帳ネットワーク本格稼働

(注)1. 基礎年金番号については、社会保険庁改革法案(平成 18 年 3 月 10 日国会提出)において、①基礎年金番号の法定化、②社会保険庁をねんきん事業機構に組織変更する、③住基ネットと接続するため、住所の変更届出を原則として不要とする、④プライバシー保護規定をねんきん事業機構法に規定し、個人情報の保護を徹底、⑤公的年金その他の社会保険に関する一定の業務以外の業務について、基礎年金番号の利用禁止等の措置が盛り込まれている。

2. 平成 18 年 4 月 7 日に経済財政諮問会議でとりまとめられた『歳出歳入一体改革—中間取りまとめ』において、「社会保障の効率化にも寄与する社会保障番号を導入する方向で早急に検討を進める。」旨の提言がなされている。

**納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較(未定稿)**

	年金番号方式(基礎年金番号)	住民基本台帳方式(住民票コード)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎年金番号は、国民に受益を伴う行政分野(年金制度)において利用されていることから、税務の分野での利用も比較的円滑に受け入れられることが期待。</li> <li>○ 現行制度においては、法令上、基礎年金番号の民間利用についての規制はない。</li> </ul> <p style="font-size: small;">〔※ 社会保険庁改革法案において、公的年金その他の社会保険に関する一定の業務以外の業務について、住民基本台帳法に準じて、基礎年金番号の告知要求制限、利用制限等の措置が盛り込まれている。同法案が成立・施行されれば、法令上、年金関係業務等以外で、基礎年金番号を利用することができなくなる。〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人を除く居住者すべてが対象となり、住所異動を正確に把握し得る。(ただし、現在、一部の地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムに参加していない。)</li> <li>○ 住民票コードについて法律上の根拠がある(住民基本台帳法で規定)。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎年金番号は、年金非対象者には付番されない。</li> <li>● 基礎年金番号について法律上の根拠がない(厚生省令で規定)。</li> </ul> <p style="font-size: small;">〔※ 社会保険庁改革法案において、基礎年金番号を法定化する措置が盛り込まれている。〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民票コードの民間利用が禁止されているため、納税者と取引の相手方との間の自己証明・本人確認の場面では活用できない。</li> <li>● 住民票コードについては、今後の定着・活用の状況等に十分留意する必要がある。</li> </ul>

**納税者番号として求められる基礎的条件**

(「個人所得課税に関する論点整理」等による。)

- ① 法律上の根拠を持つこと。
- ② 全国一律の番号によって、大多数の国民を、二重付番なく生涯にわたってカバーしていること。
- ③ 番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できる体制となっていること。
- ④ 民間利用が許容され、納税者と相手方との自己証明・本人確認の場面で活用できること。
- ⑤ プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分確保されていること。
- ⑥ 利便性の観点から、受益を伴う行政分野をはじめ、様々な行政分野で活用されている番号であること。